

市営住宅(単身・若年可)入居者募集(令和8年3月分)

住宅名	タイプ	棟・型(階)	築年	家賃(円)	駐車場	EV	ガス	募集戸数
【単身可】 飯塚アパート (飯塚町)	2DK (6・6・DK)	B棟(1階)	H元	17,300 ～45,900	有り	無し	プロパン	1戸
【単身・若年可】 飯田アパート (飯田西三丁目)	2DK (6・4.5・DK)	C棟(4階)	S49	11,300 ～21,100	有り	無し	都市	1戸

1 申込みことができる方(入居申込の資格)

(1) 持家(名義または持分のある住宅)がなく、住宅に困っている方

次の条件を満たす単身の方(配偶者がいない方等)については、単身入居が可能な住宅の募集があった場合に入居申込みすることができます。

ただし、申込み時点で満60歳未満の方(障がい者手帳をお持ちの方を除く)はエレベーターのない3階以上となります。

※家族を不自然に分割した申込みはできません。

(2) 身体(1～4級)、精神(1～3級)の障がい手帳、療育手帳ABをお持ちの方、その他

(3) 収入認定月額^{※1}が法令の基準以内の方

<収入基準>

一般	高齢者(60歳以上)のみの世帯 ^{※2}
158,000 円以下	259,000 円以下

※1 収入認定月額の計算方法

収入認定月額 = 所得額合計 - {扶養控除(38万×扶養親族数)+特別控除^{※3}}/12(ヶ月)

※2 入居申込時における年齢が60歳以上の方のみ または 60歳以上と18歳未満の方のみの世帯

※3 老人配偶者控除、特定扶養控除、障がい者控除、寡婦控除、ひとり親控除 等

(4)申込者及び同居予定家族(親族)が暴力団員でないこと

※暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

※なお、現在〔市営住宅〕〔県営住宅〕にお住まいの方は、特別な事情がある方以外市営住宅への申込みはできません。

2 申込方法

(1)受付期間内に市営住宅入居申込書に必要書類を添えて山形市市営住宅管理センターへ申込んでください。

(2)申込住宅は、希望の住宅を1カ所のみ申込んでいただくこととなります。

3 入居者の決定方法

(1)公開抽選(任意参加)により、入居者を決定します。

(2)抽選に外れた方のうち、抽選で決まった入居順位に基づいて各住宅のタイプ別に5人まで補欠者を決定し、抽選後3ヶ月以内に、申込んだ住宅の同タイプの部屋に空きが出た場合、補充入居していただくこととなります。

※抽選会不参加の方は市営住宅管理センター職員が代理抽選し、抽選の順番は抽選会参加者の後に行います。

4 入居申込みに必要な書類

●次の1～3は全ての方共通の書類(必須) ※は山形市市営住宅管理センター様式

1	市営住宅入居申込書※	
2	世帯全員の住民票の写し	続柄、本籍、筆頭者記載のもの住所地の自治体へ申請 ※申込み時点で、既に山形市に住民票がある方については提出不要
3	令和6年分の所得証明書	収入の有無にかかわらず平成22年4月1日以前生まれ(高校就学年齢)の方全員分。令和7年1月1日時点の住所地の自治体へ申請 ※令和7年1月1日時点の住所地が山形市の方については提出不要

●それぞれの区分に応じて必要な書類を提出してください。

ア	住民票で親族関係が確認できない場合	戸籍全部事項証明又は戸籍謄本	本籍地の自治体へ申請 ※マイナンバーカードをお持ちの方は現住所地の自治体で申請可	
イ	令和7年中から現在までの間に収入源に <u>変化のない方</u>	給与所得者	令和7年分の源泉徴収票	勤務先から発行が受けられない場合は、給与支払証明書※(直近12ヶ月分)
		年金受給者	令和7年分の年金の源泉徴収票	手元になければ最新の年金振込通知書
		自営業者	令和7年分の確定申告の写し	申告前の場合は確定申告に準備している書類から所得申告証明書※に本人記入
ウ	令和7年中から現在までの間に収入源に <u>変化のあった方</u> 又は 令和7年中に <u>休職(病休、産休、育休)</u> をされた方	給与所得者	給与支払証明書※	勤務先より記入(就業開始月から申込月の前月までの月毎の月収額)
		年金受給者	年金の振込通知書(最新の)	紛失した場合は年金事務所で再発行
		自営業者	所得申告証明書※	本人記入(事業開始月から申込月前月までの月毎の収入額、必要経費、所得額)
エ	令和7年から現在までに退職した方(いずれか1通)	退職票		退職した勤務先
		雇用保険受給資格者証		ハローワーク
		退職日記載の源泉徴収票		退職した勤務先
		退職証明書※		退職した勤務先より記入
オ	令和7年中から現在までに自営業を廃業された方	廃業届の写し	税務署 各市町村税務課届出	
カ	結婚予定(3ヶ月以内)の方	婚約証明書※	住民票は双方のもの必要	
キ	離婚調停中の方	事件係属証明	家庭裁判所	
ク	持家を処分等した(する)方	不動産売買契約書、不動産媒介契約書、所有権移転登記簿謄本、不動産引渡命令、相続放棄に係る書類等	不動産(家屋)を処分等したことがわかる書類	
ケ	障がい者手帳、療育手帳をお持ちの方	各手帳		
コ	生活保護を受給されている方	生活保護受給証明書	山形市役所生活福祉課	
サ	その他特に必要と認められる書類			

○入居申込書提出をする際に、窓口に来た方(代理人含む)がご本人であることが確認できる書類の提示が必要になります。

○住民票、所得証明書等の交付申請の際には、窓口に来た方(代理人含む)がご本人であることが確認できる書類(運転免許証、パスポート、写真付住民基本台帳カード等)の提示が必要になります。また、本人または同一世帯の親族以外の方の交付申請については、委任状や同意書の添付が必要です。住所が同じでも同一世帯でない場合は同様の取り扱いとなります。

◎必要書類については世帯状況を説明のうえ、事前に山形市市営住宅管理センターにご確認ください。
※提出いただいた書類(申込書を除く)について

当選されなかった方の提出書類は抽選会後に返却します。参加されなかった方の提出書類は抽選会より3ヶ月間、センターにて保管いたしますので期限内にいらしてください。郵送での返却はいたしません。3ヶ月経過した提出書類は処分させていただきますのでご了承ください。

5 部屋の状況等について

- (1)市営住宅は、住宅に困っている比較的所得の低い方のために、市や国の経費で建設している公的な住宅であり、管理運営においても最少の経費で最大の効果が求められております。従いまして、前の入居者が退去し新たな方が入居するまでの間に補修を行っておりますが、**危険性がなく日常生活に支障のない範囲のものは補修を行っておりません**。また、新築住宅などとは違い、建築後に経過した年数に応じた傷みがありますので、ご了承ください。なお、**居室の照明器具、ガスコンロ、電磁調理器、瞬間湯沸器、網戸、カーテンレール(一部除く)、エアコン等**は設置されておりませんので、入居される方で準備していただく必要があります。
- (2)家賃については、建設からの経過年数や住宅の利便性が家賃に反映される仕組みになっております。また、家賃以外の使用料等(共用部分の電気料や水道料の共益費、駐車場使用料(使用される方))がかかります。
- (3)入居申込みをするにあたって、**室内の下見はできません**。必要な方には窓口で**間取図**を差し上げます。

6 募集日程等

- (1) **申込受付期間** 令和8年3月2日(月)～13日(金) ※日曜祝日除く
※土曜日祝日は、市役所での住民票等の交付ができませんのでご注意ください。
※全ての申込必要書類が整い次第受付となります。書類に不備がある場合は受付できませんので、お早目のお問い合わせ、ご準備をお願いいたします。
- (2) **受付時間** 8時30分～17時30分まで ※最終日13日(金)は17時
- (3) **入居抽選会** ☆ 要援護世帯への割当て住宅 令和8年3月19日(木)午前9時半
☆ 一般向け住宅 令和8年3月19日(木)午前10時
- (4) **抽選会場** 食糧会館(旅籠町三丁目1-4)2階会議室
※自家用車でお越しの際は、市役所南向いの立体駐車場をご利用ください。駐車券をお渡します。
- (5) **入居予定日** 令和8年5月1日(金) ※入居可能日から15日以内に入居してください。

7 入居手続き ※入居決定者には、抽選会終了後、又は後日詳細な説明をいたします。

- (1) **入居請書等の提出期限及び敷金の納付** 令和8年4月21日(火)まで
入居決定者は、指定された日までに連帯保証人(2名以内)との連署(連帯保証人は実印使用)による**請書**の提出、**敷金**(家賃3ヶ月分)の納付が必要になります。
※連帯保証人を選任できない場合は、必ずご相談ください。
- (2) **連帯保証人の資格について**
○市区町村県民税(住民税)が課税されており、かつその滞納のない方
○山形市市営住宅に入居していない方
○未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、または破産者でない方
※住所要件はありません。(山形市以外の方でも可)
※添付書類として、連帯保証人の「**印鑑登録証明書**」と「**納税証明書**(市区町村県民税)」が必要になります。

8 その他

- (1)市営住宅の入居者は、各自の住宅や共同施設について必要な注意を払って使用し、適正に維持管理しなければなりません。(保管義務)
- (2)日常生活において他の入居者などに迷惑を及ぼす行為や、市営住宅内での犬や猫などのペットの飼育を禁じています。(迷惑行為の禁止)

【問合せ・申込み先】山形市市営住宅管理センター

所在地 : 山形市旅籠町三丁目 1-4 食糧会館4階 電話 : 023-673-0300